令和5年4月1日 長崎県立五島南高等学校

1 基本的な考え方

本校は、誠実な心を持ち、ひたむきに努力し、積極的な行動をとりうる心身ともに健全で調和のとれた豊かな人間の育成を目指すべく、学校経営の基本理念を以下のように規定し、その実現に向けた各種の教育活動を展開している。

教職員が生徒・保護者とともに、人権を擁護し、いじめを絶対に許さない学校づくりを推進するために、本基本方針を策定し計画的な取組をすすめる。

〇一人ひとりが主役の学校

【生徒一人ひとりが主役となり、自己肯定感を高めることができる学校】

○進路実現に向けて努力する学校

【授業改善に努め、進路実現に向けて、生徒も教職員も懸命に努力する学校】

〇保護者・地域の信頼と期待に応える学校

【保護者・地域から信頼され、社会に貢献できる人材育成に努める学校】

2 いじめ対策委員会

(1)全体会

①目的

本方針に定める、いじめの「防止」「早期発見」「措置」等の取組の計画及び実践を検証し、次年度の計画等の改善を図る。

②構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、各学年主任(3)、カウンセラー、養護教諭、 SC、SSW、学校評議員(3)

③年間計画

年間1回(2月もしくは3月)以上開催する。また、必要に応じて校長が召集する。

(2) 関係者会

①目的

本方針に定める、いじめの「防止」「早期発見(特に、アンケートの分析等)」について 具体的に検討し、実践する。また、「措置」においては、中核的な役割を担う。

②構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、各学年主任(3)、カウンセラー、養護教諭、 SC、SSW

③年間計画

年間3回(5・9・1月)以上開催する。また、いじめに関する案件が発生した場合は、迅速に対応する。

3 PTAや保護者との連携

いじめには周りではやし立てたり面白がったりする「観衆」と、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」もいる。この「観衆」と「傍観者」も含め、保護者や教職員全体でいじめを絶対に許さないという雰囲気をつくることが重要である。

- (1) 家庭内における子供の観察ならびに学校との情報交換を密に行う。
- (2) 悩みを親へ相談できる家庭の雰囲気づくりに努める。
- (3)子供の様子が「おかしいな」と思ったら、家庭だけで悩まず、学校へすぐに相談できる雰 囲気や体制を構築する。
- (4) PTA総会や学年PTA等において、いじめ問題についての情報交換を行う。

4 関係機関との連携

- (1) 警察等の関連機関による命の教育や情報メディア・モラル教育などを推進し、生徒の豊かな心と規範意識を育むとともにトラブル回避や危険回避能力等を身に付けさせる。
- (2) 専門家(SC等)による講話などを設定し、保護者に対して家庭教育の支援を行う。
- (3) 学校と関連機関等とは、情報を共有した上で助言・支援を依頼するなどのネットワークを構築する。
- (4) 深刻ないじめ等が発生するなど緊急時には、保護者の理解を求めつつ、事例によっては対応を関連機関等に委ねる場合もあることを視野に入れる。

5 いじめの防止

特定の教職員が問題を抱え込むことなく、いじめの重大性を全教職員で認識し、校長を中心に一致協力した組織的な指導体制を確立する。

- (1) 学年会、生徒指導部会、職員会議、教育相談委員会等で生徒一人ひとりの情報交換や共通 理解を図り、生徒の個に応じた指導法を定期的に検討・検証する。
- (2) 教職員の意識の向上
 - いじめは絶対に許さないという姿勢
 - ・人権学習の充実
 - ・定期的な校内研修
- (3) 生徒の自己肯定感の育成
 - ・生徒と教職員および生徒同士の信頼関係を構築し、自他を認め合い一人ひとりに居場所の ある学校生活の中で、生徒の発達の段階に応じて、「夢・憧れ・志」を育む教育等を推進 し、自己肯定感を高める。
- (4) 生徒の自己指導力の育成
 - いじめ根絶集会(いじめ根絶に関する学習後、標語の作成やいじめ根絶宣言等) に積極的 に参加し、生徒の「規範意識」や「思いやりの心」を育む。
 - 総合的な探究の時間や特別活動の時間を利用した道徳教育(ソーシャルスキルの定着と向上)に取り組む。
 - ・地域とのふれあいを重視し、感性を豊かにする体験活動に参加する。(稲作体験、各種ボランティア活動、介護体験、一人一鉢運動等)
- (5) 学校として特に配慮が必要な生徒
 - ・学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切 な支援を行うとともに、保護者との連携、生徒に対する適切な指導を組織的に行う。

6 いじめの早期発見

教職員が生徒たちの小さな変化や危険信号を見逃さず、生徒たちに関する情報交換を日常的に行う。あわせて、アンケート及び各種面談を定期的に配置することで、いじめを早期に発見し対応する体制をより一層強める。

(1) 具体的な取組

①日常的な取組

- ・生徒観察(出欠確認(表情等の確認)、学級日誌でのやりとり、保護者との連携)
- ・教育相談(学級担任等によるタイムリーな相談、保健室・カウンセラー室での相談等)
- 教職員間の情報共有(各学年会、生徒指導部会、月間報告)

②計画的な取組

- 各種面談の設定(家庭訪問・三者面談・必要に応じた二者面談等)
- ・定期的なアンケート(年間3回)
- ・データの記録、管理(アセス、バッテリー検査、シグマ検査、個別の教育支援計画、 個別の指導計画、引継ぎシート、教務・教育相談日誌、出欠統計)

(2)年間計画

- 4~5月 第1回いじめ・悩みアンケート、二者面談(生徒・担任)
- 6月 1・2年 島内生保護者面談(保護者・担任)
- 7月 3年 三者面談(生徒・保護者・担任)
- 9月 第2回いじめ・悩みアンケート、二者面談(生徒・担任)
- •1月 第3回いじめ・悩みアンケート、三者面談(生徒・保護者・担任)

7 いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的な対応を行う。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導し、事態の解決を図る。これらの対応について、教職員全体の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

- (1) いじめの発見や相談を受けたときの対応
 - 遊びや悪ふざけに見えても、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止める。
 - 生徒や保護者からいじめの相談があった場合には、真摯に傾聴する。
 - いじめと疑われる行為があった場合には、被害生徒や知らせてきた生徒の安全を確保する。
 - 正確かつ迅速な事実関係の把握に努め、事実を隠すことなく、保護者と協力して対応する。

(2) 組織的な対応

- ・発見・通報を受けた教職員一人で抱え込まず、いじめ対策委員会へ報告し、その情報を共 有する。
- ・報告を受けた「いじめ対策委員会」が中心となり、速やかにその指導・支援体制を組み、 組織的に対応する。

(3) いじめを受けた生徒及びその保護者への支援

- ・いじめを受けた生徒からの事実関係の聴取後は、学校全体で当該生徒の心配や不安を取り 除き、安心して学校生活が受けられるよう寄り添いながら支援する。
- 保護者へは確実な情報を迅速に伝え、今後の対応についての情報を共有する。
- (4) いじめた生徒への指導またはその保護者への助言
 - ・いじめたとされる生徒からの事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合、当該生徒 にいじめは決して許されないという毅然とした姿勢で指導する(教育上必要があると認め るときは、適切に懲戒を加える)。
 - 保護者へは、確実な情報を迅速に伝え、継続的な助言を行う。

(5) いじめの事実調査

• アンケート調査等を実施し、その結果を基に、聞き取り対象者等の絞り込みを行う。

(6) 集団への働きかけ

・はやし立てたり面白がったりする存在の「観衆」や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるよう、或いは誰かに相談する勇気を持つよう指導する。互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。

(7) いじめ解消の要件

- ・いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされていなければならない。
 - ①いじめに係る行為が止んでいること(少なくとも3か月を目安とする)
 - ②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと
- ・いじめが「解消している」2つの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。
- ・進級・進学・転学の際は、引継ぎシート等を活用し、情報を確実に引き継ぐ。
- (8) ネット上のいじめへの対応
 - ・ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、ただちに削除する 借置をとる。また、必要に応じ、警察や法務局等と適切な連携を図る。
- (9) 重大事態が発生した場合は、「長崎県いじめ防止基本方針」に定める「重大事態への対処」 に従い、適切に対応する。